

1 目的

重症化リスクの高い者が多い高齢者施設等の**従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止**する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、高齢者施設等へ配布するものです。

なお、出勤前に体調が悪いことを自覚した場合は出勤せず、医療機関へ受診をすることを徹底してください。本事業で配布する抗原簡易キットは、体調確認アプリなどを活用しつつ、出勤後に体調の悪化を自覚した場合などに使用して頂くものとなっております。

2 対象施設

要件	対象施設
医療従事者(看護師等)の配置があり、検査結果が陽性の場合には、速やかに医師の診療・診断を受けられる体制(※1)がある	介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護 看護小規模多機能型居宅介護
協力医療機関等と連携する体制があり、かつ抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる(※2)	認知症対応型共同生活介護、小規模多機能居宅介護、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、居宅サービス事業所 など

(※1) キットを使用する前に、あらかじめ、配置医師又は協力医療機関等と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制を構築してください。

(※2) 抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、協力医療機関等との連携体制がない施設は配布対象となりません。

(参考) 検査に関する研修について

- 研修は、厚生労働省が以下のホームページで公開する WEB 教材を学習したことを、各施設の中で確認し、受講者の名簿を作成してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

3 抗原簡易キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温
廃棄方法	廃棄に当たっての具体的な処理手順については、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照いただくとともに、廃棄物の回収事業者にご確認いただくようお願いいたします。

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設においてご負担をお願いします。

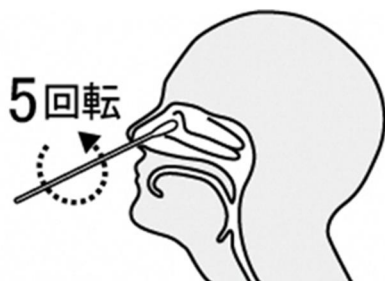
4 使用要件

- ① 高齢者施設等の従事者等に症状（微熱を含む発熱、せき、喉の痛みその他の体調不良を含む。）が現れた場合に使用します。
- ② 検体採取は医療従事者が常駐する施設にあっては医療従事者の管理下で、医療従事者が常駐しない施設にあってはあらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施します。

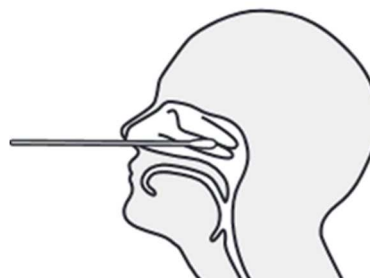
抗原簡易キットによる検査に関する研修を受講している職員がいる施設であっても、配置医師又は協力医療機関と連携して医師による診療・診断を行う体制のない施設では検査を実施することができません。

医療従事者（※3）か、検査に関する研修を受けた職員（※4）の管理下で鼻腔検体を自己採取することができます。

鼻腔ぬぐい液採取



鼻咽頭ぬぐい液採取



鼻腔	鼻咽頭
・鼻から綿棒を2cm程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置（※3または※4の管理下で自己採取が可能）	・鼻から綿棒を挿入し、鼻咽頭を数回こする（ 医療従事者 が採取）

5 検査後の対応

判定結果	対 応
陽性者	<ul style="list-style-type: none">陽性判明者は帰宅・出勤停止し、確定診断で陰性が出ない限り、療養を行ってください。また、速やかに医師の診察を受けることを徹底してください。確定診断を待たず、同時並行で、当該陽性者の「初動対応における接触者」を各施設で自主的に特定し、速やかに帰宅させるなどの措置を講じてください。
陰性者	<ul style="list-style-type: none">偽陰性の可能性もあることから、医療従事者が常駐しない施設で検査を実施した場合、施設は、体調が悪い職員の医療機関の受診を促すようにしてください。また、症状が快癒するまで自宅待機とするなど、偽陰性だった場合を考慮した感染拡大防止措置を講じてください。

6 報告

お手数ですが、毎月の都道府県等へのキットの使用実績（抗原簡易キットの使用数及びキットを使用した判定結果が陽性だった数）の報告へのご協力をお願いします。

報告期日：翌月5日（例：7月使用量⇒8月5日）

※使用していない月の報告は不要です。

報告先：choju@pref.kagawa.lg.jp